

食安発0603001号
21消安第2148号
21水漁第415号
平成21年6月4日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

対EU輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成19年4月12日付け食安発第0412001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、18消安第15038号農林水産省消費・安全局長通知、18水漁第3077号水産庁漁政部長通知。以下「旧通知」という。）により対EU輸出水産食品加工施設に関する認定等を行っているところであるが、先般、EUにおける食品衛生及び水産動物衛生に関する規則の一部が改正され、昨年10月及び12月に施行されたところである。

これに伴い、新様式の衛生証明書が本年7月1日より必要となることから、別添のとおり取扱要領を改正し、本日付けで施行することとしたので、貴管下関係営業者等への指導方願います。

また、旧通知により既に認定されている施設及びそれに関連して登録されている施設については、本通知施行後も引き続き本通知に基づく認定施設及び関連する登録施設として取り扱うこととする。

なお、旧通知は本日をもって廃止する。